

事
村井静馬編輯
情明治太平記

主編

下

~14
2504
24



速 14
2504
26-24

村井靜馬編輯
鮮齋永濯畫

官許

明治太平記

全

東京書林

延壽堂北發兌

明治太平記十二編卷之二

東京

村井靜馬著

備も彼の島に構へ一城に永宗城と號けり。余は堅城
あり有まどなれど尚若干の守兵は残り。我が兵既東
門に向ふと見るより白衣を着せし兵士等が矢間より矢を
射出し或は火繩筒を打掛て爰と先途と防ぐを前進
し水夫が一個乍ち其所へ撃仆され一個の腰を射らる
故小笠原中尉角田少尉等夫と見るより焦燥ちり



明治太平記十二編下

斯る小城と攻落さんとて何時迄遅々たる支や何る
 軍へ恁まる物あるぞと矢庭ふ石垣ふ攀登り堀を破り里と
 乗越へり城内ふ入るや否や内より東門と押開き頻々喇叭
 を吹立ると是より氣を得り海兵水夫等一度ふぞつと込入り
 つ筒先揃へて小銃と連発よ及びあどまる其中ふ隊分として
 疾くも南門の方へ廻り這所彼所より火と放せば本艦より
 も大砲と屢城内ふ打込たる勢ひ最もまさきましこれに韓
 兵大りふ駭き周章てまの軍の乱と入りしぞ迎も叶ぬや

逃よと隊長歩兵の別ちまき皆悉く西の門より先と争ひ
 駈出せし我が兵僅りふ六名しそ万世橋と號けり門外の
 橋と絶切ししと韓兵等いま逃道と失ひ狼狽騒ぎて西南
 の断岸と這下り向ふ見ゆる松山島より如何ゆもあしと遁
 且行くと各衣服と脱捨て其儘海へ飛入りしれど折柄満
 潮あるが故よ輒く渡るとを得ま甚ぞ困難として居る所
 と我が海兵等へ夫と見て担ひ撃ふしる故終り廿四人を
 打取り松山島より遁と付し僅りふ六七人と言ふ後より死

骸を改め見し彼打取りし者のうちみ將令と覚し
 きが一個有り此者の着服の袖は赤く脊は茶色く士卒
 の体み見へざると其餘溺死したる者の幾許とも數知
 らざ又所々の物陰に隠れ居る韓兵を獵り出して搦捕
 る者既しして十二人其内は指揮官と見え彩配を携へ
 たる者三人ありと聞へたり這は是九月廿一日の午前十一時
 頃の更しして斯く速りふ落城せしと偏ふ兵士が奮勇を
 べし憊て此肯報知し及べ頃て艦長井上小佐その他附

属の士官等のうち甲乙此島に上陸せられに城中を改
 むるに則ち大砲三十六門外は弓矢鎗刀鉄炮の類を初め
 として太鼓喇叭書物を是彼と分捕せし發生捕の韓兵は
 命とて是を本艦に運びしめ城の日の丸の旗を立てりの
 兵を留置て今も朝鮮の王城より兵を操出し來らんとい
 目み物見せて追拂えんと其手配を做せしと内地の方へ靜
 まり返るる兵をさまの形勢はあく只一発の砲声さへ聞え
 めに我が勢は恐怖するとの故ありんう兎角するうち其

断岸と這
 下りて韓
 兵松山島
 脱せん



月台太平巴三編



月台太平巴三編

日も暮ても更も抗も敵のわらわら張合拔せし兵士等が
 折々関の声を上げて空しく島をもち守まへ又本艦も在る
 輩の甲板の上も酒宴を設け永宗城も燃上る火焰を肴
 とも盃を廻らし時々加の島と鯨波を合せて愉快の色を露
 まらち既もよ其夜も明も敵地の何とも寂寥もよ
 兵船の寄る景色もわらわら終るは是迄と思ふも島の
 兵と船を引かせ三日の早天も雲揚艦の錨を上げて出帆し
 及ぶ程も海路を行く度六日よ長崎も着し此趣きと

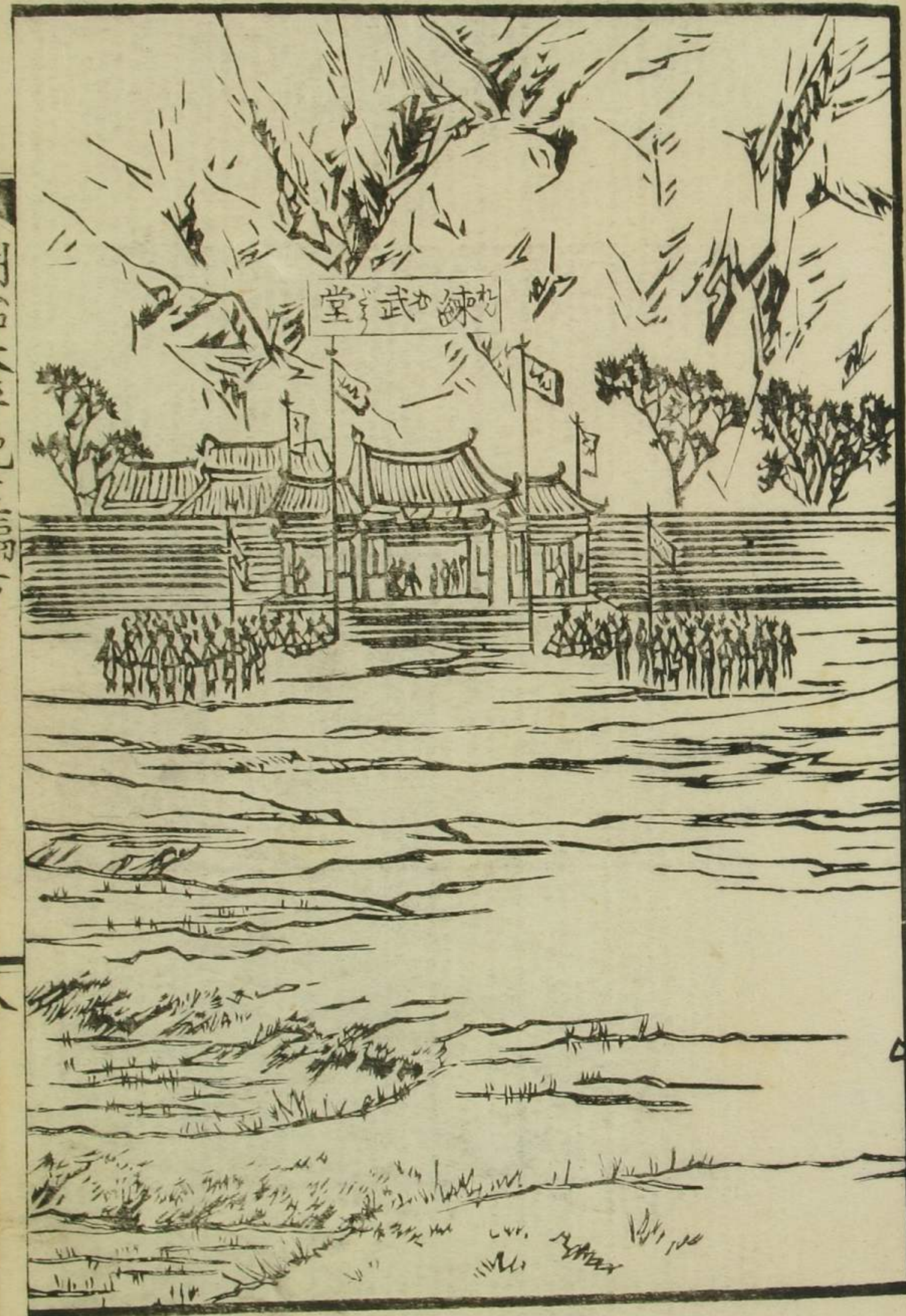
電信とりて直さる東京へ報知あり因て森山權太水と韓地よ
 遣はれたと尚も朝議在りれ明治八年十二月十三日更
 み陸軍中将兼参議開拓長官黒田清隆ぬし特命全権
 辨理大臣と同一同廿七日も議官井上馨ぬし特命副全権
 辨理大臣として俱も朝鮮よ遣はさると宜しく談判よ及ぶし
 との詔命を奉いらして同九年一月六日も兩大臣よ宮本外
 務大丞を始め諸省の官負數十名その他陸軍海軍の兵
 隊を従へる東京を發途せし品川より大臣等も玄武

丸まるも衆船しゆせんのり其餘そのとの護送ごそうの船ふね々々さまざまも乗りて出帆しゅぽんし及およびしり既すで
 前まへも言いふ如ごとく小國せつくなると朝鮮ちよせんの最もとも偏固へんこの國柄くにがらもて
 只ただ舊習きうしゆとの守まもり事ことの改あらむと好よむぬのこゝろ雲揚艦うんやうかんは
 永宗城えいそうじやうと攻落せりおしたる夏とさへは假令たとへ使節しせつを遣つはさむと
 談判だんぱんし及およびるゝと輒つとく承服じやうふくの致いたすまふ時機ときよりりて
 兵端へいたんと開ひらく夏とも至いたらんうと我が日本にっぽんの人々ひとハ知しるも知し
 らぬも胸むねと痛いたみ卒つひと言いひ兵へいは加くり一臂いつべいの力ちからと尽つさんと
 義ぎは勇ゆうめるも尠すくなりし頃まへは韓地かんちの左右さうさうと待まちよりり

外あはなうし一ひとも儲たくわも黒田井上くろたないのうえの兩大臣りやうだいじんの隨從ずいじゆの官貢くわんくわん及およ
 び兵士へいしと侶りよ俱ともは頻まりふ船ふねと急いそがせり既すでは一月十五日いちがつ十五日ふ朝あ
 鮮せん釜山浦ふせんぼは着船ちやくせんより夏とは七日ななひの間ま逗留たうりゆうあり釜山ふせん
 より都みやこまでハ余程よほどの里數りすうあるが故ゆゑは憊うる間遠まほる一所ひとところより
 談判だんぱんし及およぶと迎むかへ急使いそしまできふゆね都みやこは近ちかき
 江華島かうわとうは至いたり是非ぜいひは國威こくゐと貫つらぬくやうある應接おうげつし及および
 釜山ふせんとて廿三日にじふさんびつは此港このみなとを發はらし數艘すうざうの船ふねと引ひ引ひて夫つまより
 水路みづぢをうち廻めぐりて廿五日にじふごびつは華料島かうりやうとうは着ちかし廿九日にじふくにちは大おほ

阜島ふたしまに至りいた徳とく二月四日に江華島きやわじまのこゝ這方こゝなる頂山嶋たかやまに
 船ふねと寄よせ爰こゝより一通りひととほりの掛合かひあありて十日に江華島きやわじまに着ちか
 岸かたせらるゝ夏と及およべり始はじり我われが軍艦ぐんかんの彼國かのくにに乘のり込こむ
 尚なほも敵たふに備そなへりて抗たごふ事こともあるべきり其時そのときふと武ぶ
 威いかと顯あはし一ひと探たづね撃うち崩くづさんと兵士へいし等ら片啗かたむと呑のんで
 居ゐたるに我われが思おもふより引替ひきかへて渠等きよらの去年こぞの一戦いつせんに懲こ
 果はた這田こゝも日本にっぽんの大軍たいぐん来きりて如何いかうある乱暴らんぼうふり會あ
 はんとな安やすき心こころもあら所ところへ軍艦ぐんかん數艘かずさう乘のり込こむとばまらわ

敵たふのわし寄よせしとて島人しまびと等らの皆色みないろと失うはるゝ老人らうじん或あるは婦幼ふご
 何なにをも荷物にものつと脊負せがひ杯さかと山手やまての方かたへと逃にげり
 周章しゅうしやう大方おほうほうありざりしが我われが船ふねより聊いさも乱暴らんぼうの体ていめ
 ざりゆゑ少すこしの安堵あんど為なりども大臣だいじん方の逗留とどまりのうち女にの
 個ひとも見みえざりしとぞ然しかばも玄武丸げんぶまる以下の船ふね々々江華きやわ
 島じまに至いたるや否いなや程ほどよた所ところは碇いかりと下くだり豫よて此地このちで談判だんぱんし及およ
 ぶべきの筈はずありしが兩大臣りやうだいじん以下以下宗徒しゆんたの方かた々々頓とんて上陸じやうりくせられ
 先まづ此島このじまの景況けいけいと見みるゝ奇峰きほう峨々あゑあゑとて連つなれ



日本書紀卷之...



我が臣は
 始りて
 江華の
 練武堂
 至らる

日本書紀卷之...

ども秀山多く樹木尠く地味も随って堅く土人の家
 も市街も又至りて不掃除あり江華府の島の中より
 海岸と去る支一里をり此府の周圍三里あり最も山城あり
 故に谷へ掛て石垣と築きめぐる一頗る堅固の構へて朝
 鮮三府の一ヶ所あり茲に京城と去る支凡十四里國王非常の
 時へ此地と假の都とある一然ども家數の僅く五
 千軒と過む殊更多く茅屋根の壁も床も土を塗り
 建方も高く矮く穢し一芥の中は官舎と見ゆるの總て瓦葺

むとど介をりの家も一斯て我が大臣等の上陸し及ぶ
 且彼國人が案内として副帥營と号したる旅館に誘ひ入
 たるが這に此府中で一二と争ふ善き建築といふ支も手
 廣く建つれど柱の四本限りて床の上の敷物も多く
 例の不掃除で垢塵だらけなど是非多く爰に座を
 れば彼國東萊の訓導玄昔運と差備官李瀛秀の二個が
 来りて着港を祝し安否を問ふなどは是等の支の果て後更
 し兩大臣への大禮服を着せし海軍の兵等警護して

沙都通判衙門に赴き第一第二の門を経て爰に護衛隊
 半隊留め残る半隊の兵士等へ階下まで引俱し其邊に一列に
 立しめ大臣より徐々と館内へ進み昇らるるに朝鮮政府の
 大臣判中府事申摠と副大臣都總府副總管尹滋承がその
 席へ立出しが申摠は一品官より年齢六十五六歳尹滋承は二
 品官より五十歳をりに見ゆる俱し彼國の高官あるが恭く
 禮と爲して初對面の口誼と演れ黒田井上の兩公も是より亦ぞ
 る挨拶ありて此日の何等の応接もなく其終旅館へ立歸られ

一ふ又彼方の大臣も即日旅館へ來訪して答禮し及びたり
 恁て翌十一日より兩國間の事件と判トらるる事と決し既
 其日ふありぬと午後一時は旅館を發して西門の内より
 練武堂に至らるれば彼方の大臣も出張して則ち事を議さる
 り及び我が大臣より申さるる大政王室は復してより大變革ふ
 及びて朝鮮との交際も従前の弊風と改め猶交りを厚
 くせんと屢書簡を送ると雖もあはれと受ざるものありぞ却
 して不禮の舉動ありし夫等の所為と詰り問はし即今廣く

萬國と交りて結ぶの時節主とある所ハ舊弊と去ていつく隣
交のより一深く一釜山の外ハ港を開きて貿易を利を俱
せん更自他の幸福あるべき杯と縷々談判し及ぶるまで即
答ふ及びびざら大事事件としてつるが故に此日ハさせる議論も
五時過し至り談判終るべ彼方の大臣より饗應として茶。ク
ワスリ。生粟。乾柿。色餅。菓菓。梨子。ゆへ王子。鶏南蜜の
蕎麥など成出し又音楽を奏したり偕十三日も同刻より執事
廳と言ふ所へ前日の如き談判し及ぶる渠ハ兎角ハ舊習と

捨う孫姑息の論は渡さども黒田井上両大臣は最も烈しく
説付らして言破るべき辭もなき然とて我が意は隨ひざら
渠も事情のつる更み彼政府より懇願して十日の間
談判と猶豫するや言出さるるを迫る辭をも致され兼て
固く遅延し至らざるや其期を約して帰館せしむるが渠が
情實を察するより十日の日の立つとも又左右と事し托
して日を延さんと計るあるべし斯て虚しく時日を費し至
急し功を奏し難しと両大臣ハ内談せしむる其月の廿一日荷物

を頂山島に繋ぎし本艦は積送り大臣方小を既よりや
船に乗るべき勢ひと彼方の大臣傳へ聞て驚くと限りなく頗
りふ是とさし留まど両公更よ肯ぜん尤も隨従の官員の内西三
名と旅館に殘せ今日より四日の間、渠等よ決答のるを
とて頓る本艦に乗移らるれば朝鮮の政府は於て大臣自
餘の諸官人があつて會合做しつても種々内談よ及ぶをいふ
素より頑固の國風あるべ或は舊式に差ふ杯と頗り論を發
せりをいふと響よ雲揚艦の乗込し時我が砲臺より謂なく

砲發做せし誤りもゆるげ今速うふ意と決せざるは宗永城
を撃まじ如き又辛き目ふ合ふべきなり日本は基氣疾を
國あり然らば彼の使臣等が時日の後とて厭ふの体よ本艦
へ退きし我が返答の有無よよろしく直らふ兵端を開くべ
き機會ある支疑ひなき今日日本の強兵と抗戦よ及ぶ
よ國中決死と穴窮めらば須臾の支也りれども全勝の策
ありとも覺へず固より隣交の國柄なき事と改むる好
まざり雖も今日の形勢ハ萬國斯の如くとも我の因循



五十二



彼^い是^しの^が設^が判^ん
 遂^さに^ま熟^じく^し
 韓^{かん}人^{じん}階^か下^げ
 樂^{がく}と^{あそび}奏^{そう}ま

五十三

まさきふりくぞ宜しく渠が意は應トて釜山の外は港を開き
 廣く貿易し及むん支國は利するの所もなりて是兩全の策
 ありんと言へば中より慷慨の士もなりて偏固の論を主張し
 我が舊習を改むる支の國と俱に做せしトと尚も言張る所よ
 り衆議決定せざりしと既し四日と期限と約せし日間も切
 るんとするに臨み迎む抗辨及びがとと渠等も思ひ定めけん
 返答と致すべき旨旅館へ申送りしに黒田井上の兩大臣は更の上
 陸し及むるの廿六日の午前九時頃練武堂に出張りしに彼方の

大臣等も出會し七總て日本より掛合となる更なる術よく承
 服し及び則ち條約の趣き

修好條規

大日本國

大朝鮮國と素より友誼を敦く年所を歴有せり今兩國の

情意未洽しとを視るに因て重て舊好を修め親睦を固ふ

せんと欲し是を以て日本國政府の特命全權辦理大臣陸軍中

將兼參議開拓長官黒田清隆特命副全權辦理大臣議官井

上馨を簡に朝鮮國江華府に詣り朝鮮國政府ハ判中樞府
事申樞都總府副總管尹滋承を簡に各奉むる所の
諭旨に遵ひ議立せる條款を左に開列す

第一款 朝鮮國ハ自主の邦として日本國と平等の權を保有
せり嗣後兩國和親の實と表せんと欲するは彼是互に同礼義に
以て相接待し毫も侵越猜嫌するところなく先従前交情阻塞
の患と為せり諸例規と悉く革除し務めて寛裕弘通の法と開
擴し以て雙方とも安寧と永遠の期とす

第二款

日本國政府ハ今より十五ヶ月の後時に従ひ使臣を
派出し朝鮮國京城に到り禮曹判書に親接し交際の手
務と商議するを得べし該使臣或ハ留滞し或ハ直に歸國する
も共に其時空に任まじし朝鮮國政府ハ何時にても使臣を派
出し日本東京に至り外務卿に親接し交際事務と商議を
する紙得べし該使臣或ハ留滞し或ハ直に歸國するも亦其時空に任ま
じし

第三款

嗣後兩國相往復する公用文ハ日本ハ其國文を用ひ今より

十年間ハ添ふる譯漢文を以て朝鮮ハ真文を用ふべし

第四款 朝鮮國釜山の草領項より日本公館より年来兩國

人民通商の地たり今より従前の慣例及歲遣船等の事を改

革し今般新立せる條款を憑準とす貿易事務と措辦を

べし且又朝鮮國政府ハ第五疑に載る所の二口を開き日本人民

の往來通商を准聽せし右の場所を就き地面を賃借し

家屋を造営し又ハ所在朝鮮人民の屋宅を賃借するも各其隨

意を任すべし

第五款

京師忠清全羅慶尚咸鏡五道の沿海を通商し

便利ある港口二箇所を見立たる後地名を指定し開港の期ハ

日本曆明治九年二月より朝鮮曆丙子年正月より共ニ數へく

二十ヶ月に當ると期とすべし

第六款

嗣後日本國船隻朝鮮國沿海に在り或ハ大風に遭

ひ又薪糧に窮竭し指定したる港口に達する能はざる時何れの

港湾にても船隻を寄泊し風波の險を避け要用品を買入る船

具を修繕し柴炭類を買求むるを得べし勿論其供給費用ハ

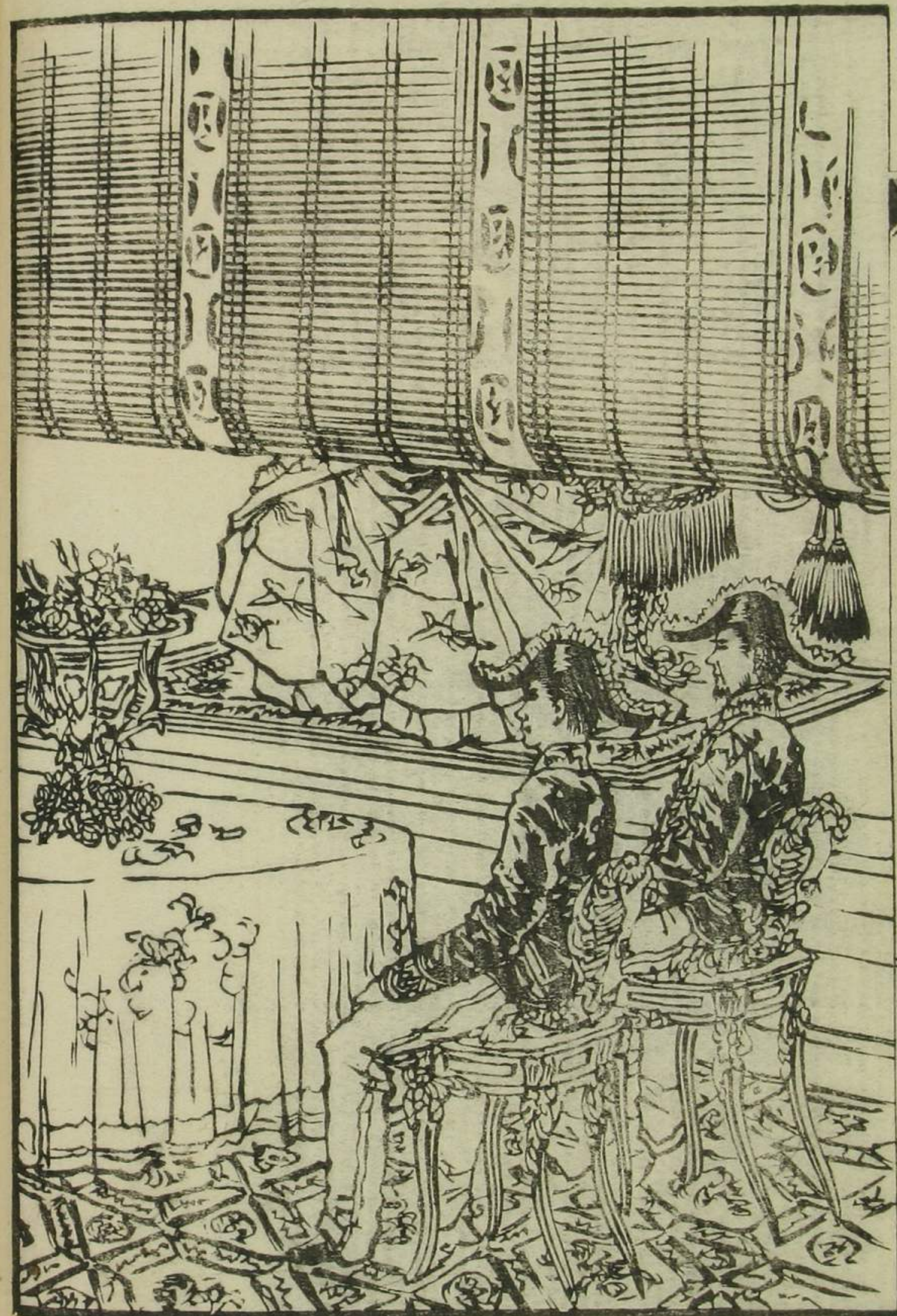
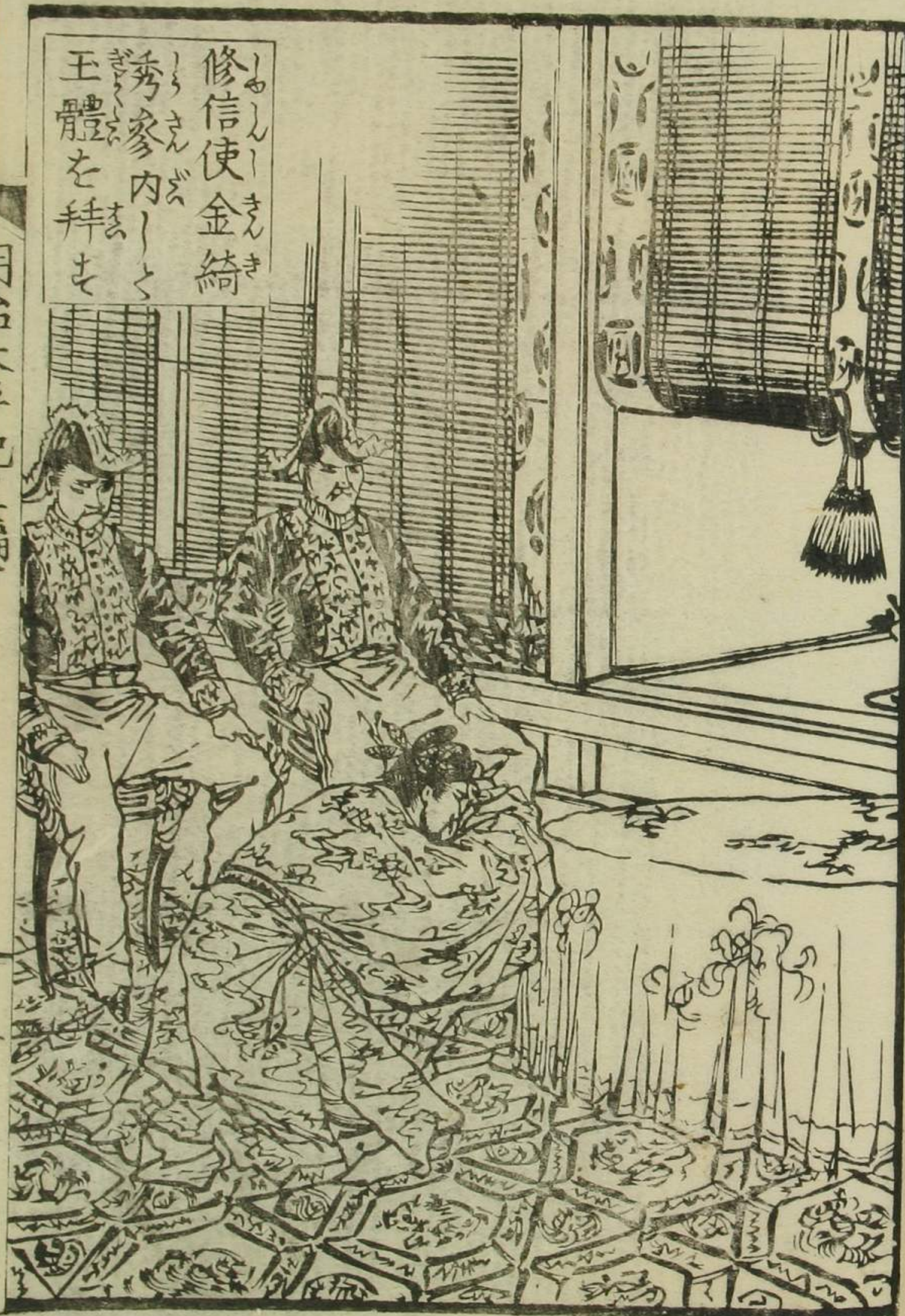
總て船主より賠償せよと雖も是等の事よ就て地方官人
民とのふ其困難と體察し眞實に憐恤を加へ救援せらるるま
補給敢て吝惜するまらるるに猶又兩國の船隻大洋中を破壊
し乗組人負何れの地方よても漂着する時其地の人民より即
刺救助の手續を施し各人の性命を保全せしめ地方官よ届出
該官より各本國へ護送せらるる又其逃傍に在留せる本國の官
員へ引渡せよ

第七款 朝鮮國の沿海島嶼岩礁従前審檢と經ざれば極め

危険とみまふ因り日本國の航海者自由の海岸を測量するを准
其位置淺深を審み圖誌を編製し兩國船客をして危険を
避け安穩に航通するを得せむ

第八款 嗣後日本國政府より朝鮮國指定各口へ時宜に隨ひ日本
商民と管理するの官を設け置くべく若兩國よ交渉する事件あ
る時該官より其所の地方長官よ會商して辦理せん

第九款 兩國既に通好と經たり彼此の人民各自の意見に任せ
貿易せむと兩國官吏毫も是に關係するこゝろ又貿易の



限制を立て或は禁沮せしむるを得ず倘し兩國の商民欺罔街賣
又ハ貸借償ひざるにとりし時ハ兩國の官吏嚴重ニ該通商民を取
糾シ債欠と追辨せしむるハ但兩國の政府ハ之を代償せしむるの
理あり

第十款 日本國人民朝鮮國指定の各口ニ在留中若罪科
を犯シ朝鮮國人民ノ交渉する事件ハ總テ日本國官員の審
歸せし若朝鮮國人民罪科を犯シ日本人民ノ交渉する事
件ハ均シク朝鮮國官員の査辨ニ歸せし尤双方とも各其

國律ニ據リ裁判シ毫も回護祖庇せしむるに及ぶ務め公
允當の裁判を示せしむ

第十一款 兩國既ニ通好を経たれば別ニ通商章程を設立シ
兩國商民の便利と與ふべシ但現今議立せる各款中更ニ細目を
補添シて以テ遵照ニ便しめしむる條件共自今六月を過せ

シテ兩國別ニ委員を命ジ朝鮮國京城又ハ江華府ニ會シテ商
議定立せん

第十二款 右議定せる十款の條約此月より兩國信守遵行の始

とて兩國政府復之を變革せんと得ず以て永遠に及ぼし兩國
の和親を固ふまじし之が為に此約書二本を作り兩國委任の大臣
各鈐印し相互に交付し以て憑信を昭しよまらざるものあり

大日本國紀元二千五百三十六年明治九年二月二十六日

大日本國特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官

黒田清隆 印

大日本國特命全權副辦理大臣議官

井上馨 印

大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日

大朝鮮國大官判中樞府事

申 摠 印

大朝鮮國副官都總府副總管

尹 滋 承 印

斯の如くふ記載たるふ何とも調印し及をせしと兩大臣より受取
め尚彼國より差置せ修信使を送るべき事と彼是と相約し
て爰に談判調へ此日由練武堂の階下よりわけて彼國の樂隊が
左右に立て樂を奏し且品々の饗食應じ其事果て黒田公等ハ
副帥營に歸館せしれ即日小舟に打乗て頂山島の本艦よりち
乗り既に出帆といふに至り敷發の祝砲を船より放て渠よりこ

又是亦應^{まさ}なる祝^{あや}砲^{あや}とあん^{あん}発^{はつ}せしとぞ余^{あま}程^{ほど}り^り両^{りやう}大臣^{だいじん}及^{およ}び隨^{ずい}從^{じゆ}の
 方々^{かたがた}も此^{この}日^ひ彼^{かの}地^ちと發^{はつ}し^しら^ら海^{かい}路^ろ最^も速^{すみ}く^くふ^ふて三^{さん}月^{げつ}四^{じゆ}日^{にち}の午^{ひる}
 前^{まへ}品^{しん}川^{がわ}沖^をへ着^{ちか}せしれ^れ次^ぎの朝^{あさ}十^{じゆ}時^じ頃^{ころ}新^{しん}橋^{はし}停^と車^{しや}場^ばへ至^{いた}ら^らる^るれ^れバ
 三^{さん}條^{じやう}公^{こう}と始^{はじ}め^めと^として参^{さん}議^ぎ以^い下^げの官^{くわん}員^{いん}方^{かた}並^{なら}び^び區^く戸^こ長^{ちやう}よ^よ至^{いた}る^るま^まを
 各^{おの}禮^{らい}服^{ふく}を^を出^い迎^{むか}へ^へ且^{かつ}爰^{こゝ}より^{より}兩^{りやう}大^{だい}臣^{じん}の^の御^{おん}召^{めい}の^の御^{おん}馬^ば車^{しや}ふ^ふ打^{うち}乘^ま
 ら^らし^し前^{まへ}後^ごと^と騎^き兵^{へい}が^が打^{うち}護^ごり^りて^て稍^や正^{せい}院^{いん}よ^よ至^{いた}ら^らる^るれ^れ主^{しゆ}上^{じやう}の^の階^{かゐ}上^{じやう}ふ^ふ出^い
 御^{おん}り^りて^て兩^{りやう}大^{だい}臣^{じん}と^と迎^{むか}へ^へ給^{たま}へ^へ兩^{りやう}公^{こう}の^の彼^{かの}地^ちの^の首^{しゆ}尾^びと^と具^ぐさ^さふ^ふ奏^{そう}問^{もん}よ^よ及^{およ}
 なる^{なる}れ^れが^が歡^{かん}感^{かん}最^もも^も淺^あく^くむ^むが^が勅^{ちやく}語^ごと^と下^{くだ}さ^させ^せら^られ^れ後^{のち}尚^{なほ}兩^{りやう}公^{こう}は^は御^{おん}酒^{しゆ}

を賜^{たま}ひ^ひて勞^{らう}と慰^{あな}さ^さる^るひ^ひとぞ實^{まこと}や這^{こゝろ}回^への朝^{ちやう}鮮^{せん}の
 事^{こと}件^{けん}も我^{われ}が^が國^{くに}の^の威^いと情^{じやう}實^{じつ}が^が渠^{みち}み^み貫^{くわん}通^{つう}せ^せざる^る時^{とき}の^の
 如^い何^かある^る變^{へん}り^り及^{およ}ぶ^ぶべき^きと兩^{りやう}大^{だい}臣^{じん}等^{らう}の^の智^ち辨^{べん}と^とい^いひ^ひ殊^{こと}
 ろ^ろの^の天^{てん}威^いの^の輝^{くわい}く^くが^が故^{ゆゑ}よ^よさ^さし^しも^も頑^{がん}固^この^の韓^{かん}人^{じん}も^も速^{すみ}く^くふ^ふ屈^{くつ}
 伏^{ふく}して^{して}三^{さん}千^{せん}余^よ万^{まん}の^の人^{じん}民^{みん}が^が何^{なに}をも^も歡^{かん}喜^き雀^{さく}躍^{やく}を^をま^まを^を最^も愛^{あい}
 たる^{たる}美^み事^{こと}あり^り夫^その^の儲^{たくわ}置^ちき^き朝^{ちやう}鮮^{せん}の^の既^{すで}に^に條^{じやう}約^{やく}を^を做^し
 した^{した}る^る上^{うへ}を^を急^{いそ}ぎ^ぎ信^{しん}使^しを^を遣^{つか}ひ^ひさ^さげ^げし^し極^{ごく}ひ^ひが^が然^{しか}れ^れども
 朝^{ちやう}鮮^{せん}の^の航^{かう}海^{かい}の^の船^{せん}り^りは^は故^{ゆゑ}よ^よ我^{われ}が^が蒸^{じやう}氣^き艦^{かん}を^を貸^かす

事とあり釜山湾まで日本より迎ひの船と差越さるゝゆゑ則ち
 朝鮮より修信使として禮曹參議金綺秀その他上官上官
 中官又下官等の輩を加へて總人數七十餘名國書紙齋
 らゝ土産を携へ彼の蒸氣船より乗りて五月廿九日の朝
 横濱より着港倣一即日鉄道より東京に入り正使金綺
 秀ハ輿より乗り其餘上官までも人力車より旗を立て樂を
 奏しと行粧甚だ異あらが故は貴賤老弱あへて見
 物なる者尠くは兎角として信使の一行を豫て設け置れ

たる神田錦町の旅館に着し斯く六月一日より金綺秀
 等參朝して主上は謁し奉りて最も愛したる我國の又
 是美事のツふと云

明治太平記十二編卷之二終

版權免許明治九年二月廿四日

發兌

芝神明前	和泉屋市兵衛
通 壹丁目	須原屋茂兵衛
同 二丁目	山城屋佐兵衛
同	小林新兵衛
同 三丁目	丸屋善七
同	鈴木常助
本石町二丁目	椀屋喜兵衛
大傳馬町三丁目	袋屋龜次郎

書林

通 油町	藤岡屋慶次郎
馬喰町二丁目	山口屋藤兵衛
通 一丁目	萬屋孫兵衛
淺草茅町	須原屋伊八
横山町三丁目	辻岡屋文助
出版人 第一大区六小区 通二丁目四番地	小林鉄次郎
著者 第六大区八小区 本所外手町十八番地	長崎縣士族 村井靜馬

